

本稿は、5月22日～23日にWEB開催された「第17期中央労働学校」での講義について、加筆・修正したものです（文責・自治労連）。

## 憲法

東海大学教授  
永山茂樹

### はじめに

この講義は日本国憲法にとどまらず、人類史の全体をふまえた原理的な話にもふれます。というのは、限られた時間で憲法の一つひとつの条文についてお話をしても中途半端になってしまうからです。少し骨太のことをお話ししたい。そして、現実社会の中で憲法を活かしていくために何が必要かということにもふれたいと思います。

### 1. 人権の発展史

なぜ歴史の視点を強調するかというと、人権というものは常に動いているもの、ダイナミックなものだからです。しかも多くの場合、プラスの方向に動いてきました。「憲法にこう書いてあるからこうだ」という固定化したとらえ方にとらわれすぎると見失ってしまうものがあります。

#### (1) 近代の人権

人権は人間がつくったものです。突然、天から降ってくるものではない。それぞれの時代ごとに多くのひとびとが熱心に求めたものが蓄積した、その成果なのです。

国王や貴族などの特権層が権力を握っていた時代（前近代）、人々が求めたものはなん

でしょう。それは、身分による差別を受けることのない生活であり、また、権力者たちによって侵されない自由な生活でした。そういったところから「だれでも生まれながらにしてつ平等や自由」という、人権の思想が生まれてきました。

やがてそれは人権を求めた社会変革のうごき、つまり近代市民革命へとつながっていきます。

近代市民革命は、フランスやアメリカの場合、今から二百数十年前におきたものです。そのときにつくられた近代の憲法（フランスの場合1789年の「人および市民の権利宣言」、アメリカの場合1776年の「独立宣言」というタイトルがつけられました）には、平等や自由の保障がしっかりと書きこまれているのです。

#### (2) 現代の人権

しかし時代が下ると、状況がかわってきます。

それは産業資本主義が発展していくとともに、労働者たちが、資本家によって搾取され、貧困に苦しむようになったということです。これは前近代社会の問題とは、明らかに違った支配・従属関係です。

前近代の身分制度が撤廃され、だれでも自由に自分の宗教や職業や住居を選ぶことができるようになった。にもかかわらず、不平等と不自由が生まれてしまいました。

ですから、人々が求める人権にも、それまでとは異なるものが加わりました。冒頭のところで、人権は常に動いているということをお話しました。19世紀から20世紀にかけて、人権は全体として大きく変動したのです。

1919年ドイツのワイマール憲法に代表されるように、20世紀の憲法（現代の憲法）は、労働者、高齢者、妊婦・病気にかかった人たちなどの社会経済的弱者が安心して人間らしい生活をおくることを、人権として保障することが課題になりました。これらの権利をまとめて、社会権とか生存権と呼んでいます。

日本国憲法にも、健康で文化的な生活をおくる権利（憲法25条）、等しく教育を受ける権利（26条）、人間らしい条件で労働する権利（27条および28条）のように、社会権を保障する規定がおかれています。

### （3）あたらしい人権

資本主義経済が発展するとともに生じた矛盾、資本の支配に対抗する人権の要求は多くの国の現代憲法の中で具体化されてきました。今わたしたちが使っている日本国憲法もそのひとつです。そして（2）の時代を背景にして、新しい人権というものをたくさん盛り込んでいるわけです。

ただ人権は今も発展途上にあります。新自由主義が世界を圧倒する中で、あたらしい問題が生じてきました。現代憲法において、生存権・社会権の保障は、国家や社会の責任とされました。それなのに新自由主義は、それ

らの保障責任を国家ではなく、個人や家族の責任へ転嫁させようとしています。菅首相の「自助・共助・公助」論は、その代表例です。これは現代憲法の成果をないがしろにするものでしょう。

またかつては、自然環境の保護を人権の問題としてとらえる意識は、一般には希薄でした。だから近代の憲法には、それを保障する規定はおかれなかったのです。しかし地球環境の破壊が極限まですすむなかでわたしたちは持続可能な環境を、人権として考える必要に迫られているといえます。

さらに高度化する通信技術に対応して、個人の平穏で自律した生活をまもるためには、プライバシーの権利の重要性がこれまで以上に強まっていると思います。監視カメラやマイナンバーカードによって個人の行動がすべて把握されてしまう監視社会化には歯止めが必要です。

つまりこれまでの憲法に書かれていなかったさまざまな問題を、あらためて人権として考えるべきなのです。

### （4）民主主義の発展とともに

日常生活の中で人権を充実させていくには、人権を尊重する代表者（国会議員や地方議員など）を選び、人権をまもる法律や条例をつくらせることが重要です。つまり人権保障につながる政治のしくみをもたなくてはなりません。一握りの人たちのための国会や地方議会ではなく、すべての人のための、開かれた国会や地方議会をつくる必要があります。

確かに選挙における「一人一票の原則」はあります。このことは憲法14条や44条が求めていることです。しかし、一票の投票価値

には地域ごとに大きな差が生じています。選挙に立候補するときにあずけるお金（供託金）があまりに高額なため、一般の人がなかなか立候補できないという問題もあります。さらに政策を知ってもらうために有権者の家を訪問することは、公職選挙法で一律に禁止されています。どれも本当におかしなことだと思います。

あるいは議会制民主主義をとっているにもかかわらず、実際には首相とその側近による独裁的な政治がおこなわれてはいないでしょうか。コロナ対策の重要な局面であるにもかかわらず国会が閉会されたままだというのは、それを象徴しています。

そういう中で、わたしたちが民主主義的な政治のしくみを手に入れる、すなわち「国会を取り戻す」ために、何が必要なのでしょうか。人権を発展させることは、民主主義を発展させるということと不可分の関係にあります。

## 2. 憲法97条から考える人権

### (1) 日本国憲法97条の2つの意味

日本国憲法97条では、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に耐え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と書かれています。

きょうの話との関係で、この97条がとても重要なことを規定していることがわかりますか。第一は、「侵すことのできない永久の権利として信託された」という部分です。

日本国憲法は1946年につくられましたが（施行は翌47年です）、そこに書かれてい

る条文に「侵すことのできない永久の権利」ということが強調されていたのです。「○○の権利を保障する」（たとえば表現の自由、でも、職業選択の自由でもよいのですが）という書き方ではなく、あえて「侵すことのできない永久の権利」として保障しようとしています。70年前の祖先が、2021年のわたしたちにむかって「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は...侵すことのできない永久の権利」と述べているのです。これは普通の法律などの規範とはおおきく違います。法律をつくったときにはこういうものですが、そのあと事情がいろいろ変わり、法律を改正する。そういうことは日常的に起きます。でも97条にはそうではなく、将来にわたった拘束力を予定しているのです。

近年、自民党はさかんに改憲を主張しています。コロナ感染拡大のような緊急事態には人権を削るべきだ、そのために改憲をしなければならぬ、という乱暴な議論も耳にします。そういう議論をする改憲論者は、憲法97条のことばをきちんと読んでいるのでしょうか。

97条を通じてもうひとつ強調したいことがあります。それは、人権というものが、人々がつよく望み、それを得るために努力を重ねた結果、憲法に書き込まれたものだという事です。それは近代はじめの封建的束縛からの解放であり、あるいは産業資本主義の発展とともに生じる貧困からの解放でした。現在の問題にひきつけていけば、新自由主義的な支配からの解放。そういったさまざまな解放を求めて、人類がいろいろな場面で「努力」してきたことが現在の成果につながっています。

## (2) 46年憲法の飛躍

現行憲法の前にあった大日本帝国憲法（明治憲法。1889年公布）では、人権保障が不十分でした。以下で、そのポイントを4つあげます。

- ① 前近代の身分制度が清算されず、また政治的・経済的・社会的な不平等が残っていたこと（貴族制、被差別部落や女性差別など）
- ② 自由の保障が貧弱であったこと。もちろん時代的制約があつて、社会経済的弱者の人間らしく生きる権利はかえりみられなかったこと
- ③ 天皇制国家において、一般の人々（「臣民」といいます。「臣」とは家来という意味です）は統治する側（主権者）ではなく、統治される側であるということから生じる、非民主主義的な政治制度であったこと。それとかわって、「市民」には政治に参加する権利が保障されなかったこと（男性の普通選挙制度が導入されたのは1925年、女性の普通選挙制度にいたっては第二次大戦後の1946年を待たねばなりません）
- ④ 臣民の権利は、帝国議会の制定する法律や、天皇のだす命令（独立命令、緊急勅令など）によっていくらでも奪われてしまう、きわめて脆弱なものだったこと（その代表例として、治安維持法による思想弾圧をあげることができます）

もちろん大日本帝国憲法に「権利の規定がまったくなかった」といってしまえばそれは言い過ぎです。明治憲法でも権利の保障規定は若干ありました。しかし今述べたように、天皇制国家という限界のもとで、臣民にたいする権利保障は貧弱なものとならざるを得なかったのです。

こういった大日本帝国憲法の限界をみすえたのが、1945年7月に連合国から発せられたポツダム宣言でした。同宣言は封建的・軍国主義的な支配から国民を解放し、自由を保障する政治体制を構築することを、日本政府に求めました（「日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ヅルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去」すること、「日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府」を樹立することなど）。そして日本政府は同年8月、このポツダム宣言を受け入れました。

このポツダム宣言（の発出と受諾）を法的きっかけとして、私たちはあたらしい人権の持ち主として生まれ変わることが約束されました。その成果が日本国憲法なのです。ポツダム宣言の受諾と日本国憲法の制定は、97条のいう「自由獲得の努力」の一つの姿だったといえるのです。

## 3. 日本国憲法が制定された後の努力

しかし「人類の多年にわたる自由獲得の努力」は1946年に完了したわけではありません。そののちも努力は必要です。2021年からみた「将来の国民」のために、2021年のわたしたちはそれ持続させ、さらに発展させていかななくてはならないのです。じっさいこの努力は、憲法制定から70年以上にわたって、憲法運動という形で継続してきました。

### (1) 人間らしく生きる権利をもとめて

朝日訴訟（生存権訴訟）について簡単に説明します。結核をわずらい療養所に入院していた朝日茂氏が、生活保護の給付額があまりに貧弱なことについて、憲法25条1項「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」に反

すると訴えた訴訟です。

東京地方裁判所判決（1960年）では、原告勝訴の判決がでました。しかし途中で朝日氏が亡くなったこともあり、最高裁判所では、朝日氏の主張は認められませんでした（1967年）。

しかしこの裁判のたたかきを通して、生活保護が「国の恩恵」によっておこなわれるものではなく、まぎれもなく憲法25条で保障された人権の問題であるということに人々は気づかされました。このような憲法意識の変化は、やがて日本社会を動かし、行政を変え、生活保護の給付の水準が向上するきっかけとなったのです。

憲法97条「自由獲得の努力」がまさにここで実践されたことがわかります。朝日茂氏の訴訟は日本国憲法が制定されたあとの「自由獲得の努力」の一つの姿だったのです。

## （2）表現の自由・教育の自由をもとめて

①家永教科書裁判 文部省（文科省）の教科書検定に対して、社会科教科書の執筆者たちが「国家による教育支配として認められない」という立場から裁判闘争を重ねてきました。その中心人物の一人であった歴史学者・家永三郎さんの名前をとって、家永教科書裁判とも呼ばれます。

家永教科書裁判でも、教科書検定制度自体が違憲（憲法21条1項「表現の自由」、23条「学問の自由」、26条「教育の自由」など）であるという判決を勝ちとることはできませんでした。しかし裁判闘争の結果、教科書検定をつうじた国家の教育統制の危険性が明らかにされました。

現在でも教科書、特に社会科教科書をめぐ

り、それをよりよいものにしようという教科書執筆者や教育労働者や市民の運動と、それと逆に非常に右傾化し、歴史事実を歪曲した「教科者」をつくらうとする勢力との間には、きびしい対抗関係が続いています。その中で教育労働者たちの要求が一定実現し、守られるのは、家永教科書裁判にかかわった先人たちの努力の成果なのです。

## 4. 国家に人権を守らせる

### （1）国家による人権侵害

国家は、最大・最強の権力主体であり、人権侵害のもっとも危険な主体として意識されてきました。だから人権を守るという場合、国家による人権侵害を防ぐ、言い換えれば国民と国家の関係を憲法で規律すれば、ある程度は足りていたのです。

しかしグローバル化した巨大企業は富を蓄積し、小さな国の経済規模を超えることすらあります。こういった企業は国家権力そのものではないのですが—だから社会的権力ともいいます—そうすると、社会権力による搾取、抑圧、差別は、憲法違反とはならないということなのでしょう。

すべての人が人間らしく生きることを保障することに、人権の本質があります。たしかにかつては国家権力による侵害が主要な問題であったのに対し、時代の変化とともに、巨大な社会権力による侵害「も」また、私たちの人間的な暮らしを脅かす場面が少なくなりました。ですから、「社会的権力による抑圧は、人権侵害とはいえない」とは言えなくなってきたのです。

人権を歴史の中で考えるというときは、人権の種類だけではなく、侵害主体の変化も視野にいれる必要があります。

## (2) 国家による人権侵害を許さない

とはいえ現在でも、人権にとって最大の脅威となるのは、ともすると暴走してしまう国家権力です。国家による人権侵害を許さない、国家権力の暴走を許さない、ということが、人権保障にとっての最重要課題であることはまちがいないでしょう。

日本の場合、日本国憲法のなかで権利の保障がすでに書かれている（46年に明文化されている）。だから「人権を守る運動」イコール「憲法を守る運動」になります。憲法を守る運動と人権を守る運動は、同じ形をとるのです。

ときどき「憲法を守る（護憲）というのは、後ろ向きで守旧的だ」と、憲法擁護運動を非難するひとがいます。でも「憲法を守る」ということは、人権を発展させるための努力を重ね、それを後代にバトンタッチする、例の憲法97条の仕組と思想を受け入れるということです。当然その中には、歴史とともに人権を発展させるというとてもダイナミックな性格が組み込まれています。決して後ろ向きで保守的なものではないでしょう。

国家（この場合、中央政府だけでなく、地方自治体もふくみます）による人権を防ぐために、憲法自身にはどのような工夫がほどこされているでしょうか。

### ① 憲法自身につよい位置づけと力をもたせる（「最高法規性」「最高規範性」）

憲法は、他の行政行為や法律・条例などとの関係で最高法規であり、国家といえどもこの最高法規性を覆すことはできません。このように、憲法に最高法規制をもたせることによって、内閣や国会による人権侵害を否定することができます。

憲法98条1項「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅[しょうちよく]及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」は、憲法が最高法規であることをあきらかに宣言します。

もし憲法の最高法規性が名実ともにきちんと守られれば、内閣の閣議決定によってある日突然、それまで憲法で禁じられると説明されてきた集団的自衛権の行使が合憲化されるというような「憲法クーデター」は起こりえなかったはずです。逆にいうと、憲法の最高法規性が、実態として守られていないということになります。

### ② 憲法に反する行為を許さないよう違憲審査制度（司法審査制度）を整える

憲法81条「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」は、違憲審査制度（司法審査制度）の根拠規定です。

裁判所によって違憲（憲法違反）と判断された法律や命令は、憲法98条（憲法の最高法規性）とあわせて、無効（法的な効力のないこと）とされます。この違憲審査制度も、国家による人権侵害を防ぐための重要な防波堤となるのです。

### ③ 国家権力を行使する公務員を、憲法にしたがわせる（公務員の憲法尊重擁護義務）

憲法99条は「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と規定します。

国家権力を行使する主体は、究極的には主権者である国民です。しかし日常的な権力行使は、国家公務員・地方公務員などに委ねられます。そこで憲法破壊を防ぐには、何よりも公務員に憲法を守らせることが重要になるのです。

このことは憲法第99条に書かれています。同条によれば、憲法を尊重し擁護する義務はすべての公務員に課せられているものです。他方、一般国民にその義務はおよびません。なぜなら憲法は、国家による侵害から守ることを主眼としてつくられたものだからです。

#### ④ 権力者を国民にしたがわせる（国民主権、国民の公務員選定罷免権）

権力者を国民にしたがわせることによって、権力者による憲法と人権破壊を防ぐために重要です。

日本国憲法第1条は、国民が主権者であることを規定し、天皇は象徴に退きました。また15条1項「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」も、政治権力を究極的に国民の手に委ねることで、憲法破壊がおこなわせないことにつながっています。

#### ⑤ 権力者に都合のいいように、憲法を変えさせない（変えにくい憲法＝硬性憲法）

憲法96条がさだめる憲法改正手続も非常に重要な問題です。

日本国憲法の改正手続は、二段階で構成されています。第一段階では「各議院の総議員の三分の二以上の賛成」（憲法96条1項）がないと、国会は発議ができません。普通の

法律が各院の多数決（出席議員の過半数）で決定するのと違い、ハードルを上げていません。第二段階では、国民投票によって承認されることを求めています。

国民投票の手続は、改憲国民投票法という法律によって詳細がさだめられています。しかし改憲国民投票法には、(a)改憲成立に必要な最低投票数・最低投票率の規定がないので、わずかの投票だけで改憲が成立してしまうおそれがあること、(b)憲法改正国民運動におけるテレビなどの有料広告（それはとても高額です）の規制が欠けているので、潤沢な資金をもった者の主張のみが一方向的に氾濫するおそれがあること、(c)憲法問題にかんする教員や公務員の発言の自由が不当に制限されるおそれがあること、など深刻な問題点が指摘されています。この法律をつかった国民投票と憲法改正は、非常に不正なものとなる恐れが強いのです。

権力者は、ともすれば自己に都合がいいように憲法を変えたりします。しかし、日本国憲法は憲法を国家権力から守るためにあえて変えにくい憲法になっています。こういう憲法（変えにくい憲法）のことを、硬い憲法、硬性憲法と呼んでいます。それは世界的にも普通のことです。権力者が憲法を簡単に変えてしまうなら、人権保障にとってよからぬことが起きる。これは歴史的経験で実証されているからです。

## 5. 人権保障の課題

それではいま、わたしたちはどういった点に留意して人権を守る努力を続けなければいけないのでしょうか。大きく3つのことをお話します。

### (1) 最大の人権侵害としての戦争、そして平和主義の意義

ひとつ目には、戦争と平和の問題です。人類は20世紀に2つの大きな世界大戦を経験しました。ところがそれで戦争がなくなったわけではなく、残念ながら21世紀になってからも米軍のアフガン・イラク侵略や、シリア内戦など、世界では戦争は絶えません。

科学技術の発展とともに、ピンポイントで殺傷破壊する能力の高い兵器の開発が進んでいます。ガザにある外国のメディアが入っている建物にイスラエルから「10分後に爆撃する」という予告があり、メディア関係者が建物から逃げました。その10分後に、建物は爆撃されました。

イスラエル軍の蛮行をつぶさに報道するメディアのことを、イスラエルは目の敵にしていました。爆撃された建物には、アラブ系の情報発信として重要なアルジャジーラという通信社の支社やヨーロッパの支社も入っていました。そこが狙わたのです。

これが衝撃的だったのは、隣の建物は壊さずに、ある建物だけがピンポイントで狙われ破壊されたということです。この技術を応用すれば、狙った場所だけを壊す小型核兵器も使用可能となるでしょう。ピンポイントの殺傷能力が高まれば、核兵器保有国によって核兵器は使いやすいものとなります。都市全体を破壊せず限定した場所だけを破壊することができるからです。核兵器を実際に使用する誘惑が高まるのではないかと思います。

ところでこの空爆によって壊されたのはメディアセンターの建物だけではありません。イスラエルの侵略行為を世界に伝える「取材・報道の自由」が攻撃されたのです。今後もしイスラエルに不利な報道をするなら、同じ

ような蛮行をくりかえすというメッセージであることは明らかです。戦争は、最大の人権侵害なのです。

人権保障という課題との関係で、戦争をやめさせること、平和をまもることが不可欠の前提になります。

### (2) 日本国憲法と平和的生存権

日本国憲法の平和主義というと、9条が想起されます。しかしそれだけでなく、前文にもたいせつな部分がありますので、そこを引用します。

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」

下線を付けた部分は、一般に平和的生存権（を保障する一節）と言われています。40年ぐらい前ですと、「憲法の前文は法的に意味がない（法的規範性がない）」と主張する人もいました。でも今では、前文であっても、具体性のある部分は法的規範性があると理解されています。すでに自衛隊のイラク派遣との関係で、名古屋高等裁判所の判決が、「憲法の前文の平和的生存権は他の人権に比べてのベーシックになる権利」とのべています。だから現在では平和的生存権も、憲法の他の条項と同じように法的に保障された人権

ととらえられています。

平和的生存権の注目されるころのひとつに、享有主体性（持ち主性）のひろがりがあります。この人権は単に日本国民だけではなく、アフガン、パレスチナ、あるいはミャンマーなど、軍隊によって命と暮らしをおびやかされている世界中の人々の人権でもある、ということです。日本国憲法はそういう人々の人権も「立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」（13条）とうたっています。

### （3）自民党の憲法改悪策動にストップをかける

自民党はこれまでなんども憲法改悪案や構想をだしてきました。そのため「最近の自民党の改憲構想はこれだ」ということから分かりづらくなっています。いちばん最近のものは、2018年にだされた「改憲たたき台素案」です。この「改憲たたき台素案」は、それ以前の自民党改憲案・改憲構想に比べるとコンパクトにまとめられ、改憲のポイントを4つにしぼっています。

ひとつは9条改憲です。現行憲法の「戦力をもたない」ところにクサビを打ちこむため、安倍前首相は、9条に「自衛隊をもつ」という意味の文言を書き込もうとしました。もしそのような改憲が実現すれば、自衛隊はアメリカ軍と一体化して、世界各地で戦争をすることが可能になるでしょう。いうまでもなく、これが自民党改憲の最大の狙いです。

もうひとつのポイントは、憲法に緊急事態条項を加えるという緊急事態条項改憲です。

「緊急事態」に内閣や内閣総理大臣に国家権力を集中させる。そして内閣の判断で、国民の権利や自由を奪うことを可能にするという

ものです。

緊急事態条項は、内閣首相独裁制を導くおそれがあり、人権にとって非常に危険なものです。しかし多くの人にはその危険性が伝わっていないことも事実です。むしろ新型コロナウイルス感染拡大で日常的な生活が破壊されていくとき、このような改憲を安易に受け入れてしまいかねない「世論」があるでしょう。

しかし仮に緊急事態条項改憲をして首相独裁をしいたとしても、パンデミック対策には無力なのです。市民や専門家の声に耳を貸さない菅政権がコロナ対策に有効な策を講じることができず、人々の信頼感をどんどん失っている現実をみれば、あきらかです。ふだんから法的・社会的・医学的な準備をおこたらないこと。問題が発生したのちも市民や専門家や国会の意見を聞きながら、民主的に対処すること。必要なのはこういう政治です。

### （4）住民の人権を守る地方自治体

人権保障の第四の課題は、地方自治の充実です。憲法第8章で規定される地方自治は、人権保障と密接にかかわっています。

地方自治は2つの柱によって支えられていると説明されます。

#### ①「住民からの要求」に忠実であること（住民自治）

第一の柱は、「地方自治の主人公は住民であり、住民の要求にもとづき地方政治は行われなければいけない」という考え方です。これを「住民自治」と呼んでいます。

住民が地方政治の主人公であるためには、地方の民主主義の過程がとても重要になっていきます。もちろんその中には地方議会の議

員を選出するということがあります。地方の行政のあり方について住民の意思をふだんから反映させていくことも非常に重要です。これによって住民のねがう人権保障が確実に実現されていくのです。

### ② 国や他の自治体との関係で、地方自治体が独立していること（団体自治）

もうひとつの柱は「国との関係や他の自治体との関係で、地方自治体が独立する」ということです。これを「団体自治」といいます。

各地方自治体には権限の点でも、あるいはお金や人（公務員）の力の点でも、他に頼らずに自分たちで政治をする力が備わっていないければなりません。これがないと、結局は国の言いなりになってしまいます。地方自治をしっかりと確立させるには、団体自治を確保することが重要なのです。

余談ですが、愛知県知事のリコール署名が偽造され、あやうく偽造署名にもとづいた県知事のリコールが行われかねなかったという事件がありました。県知事リコール運動の先頭にたっていたのが、名古屋市長でした。県も市も独立した自治体で上下関係はありません。ある自治体の長が、ある自治体の長のリコールをあおったということは、（偽造署名問題とは別に）、団体自治の精神に反する行為ではなかったか、と思います。

### ③ 地方公務員の権利保障

住民が主体となって、住民の手で、住民の人権を守る。これが地方自治体の目標です。日常的には、地方自治体の公務員が重要な役割を担います。

地方公務員にとって、地方自治体の中の長や上司の言いなりになることが本来の役割で

はありません。「全体の奉仕者」（憲法15条2項）として、国家公務員のばあいは国民全体、地方公務員の場合は住民全体のための行政を実現しなければならないのです。公務員の自由、権利、あるいは身分保障も、このような観点から重視されなくてはならない。

ときには長や上司に対して異論の声をあげなければならないこともあるでしょう。その意味では地方公務員に発言と身分を保障することは、住民によって重要な利益につながるといえます。

しばしば住民の利益と地方公務員の利益を対立的にとらえ、公務員は贅沢をしているとか、公務員の自由は制限されるべきだというような非難を浴びせる人がいます。しかし地方公務員の権利が保障されないところで住民の人権は実現できないのです。

### おわりに

一つひとつの憲法の条文の解釈とは少し離れ、人権を常に守り、常に発展させていくためには今、何が必要か。そのためにみなさんの仕事との関係でどのようなことが言えるのか、ということをお話ししました。以上で私の講義は終了します。